



市 章

大津市公報

平 成 24 年 12 月 25 日
号 外 (第 56 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

50	大津市医療法施行条例.....	1
51	大津市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例.....	2
52	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	2
53	大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	9
54	大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	12
55	大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例.....	17
56	道路法第24条の3の規定に基づき市道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識の表示に係る基準を定める条例.....	21
57	大津市道の構造の技術的基準を定める条例.....	21
58	大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例.....	31
59	大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例.....	33
60	大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例.....	39
61	大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例.....	45
62	大津市公営住宅法に基づく市営住宅等の整備の基準を定める条例.....	47
63	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	49
64	大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例.....	52
65	大津市暴力団排除条例の一部を改正する条例.....	52
66	大津市市税条例の一部を改正する条例.....	53
67	大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	53
68	大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例.....	55
69	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	56
70	大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例.....	57
71	大津市介護保険条例の一部を改正する条例.....	58
72	大津市都市公園条例の一部を改正する条例.....	58
73	大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例.....	59
74	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	59
75	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	59
76	大津市下水道条例の一部を改正する条例.....	60
77	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	61

条 例

大津市医療法施行条例を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第50号

大津市医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専属の薬剤師を置かなければならない診療所)

第2条 法第18条本文に規定する条例で定める専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第51号

大津市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、本市が法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第52号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第20条)
- 第2章 助産施設(第21条 - 第24条)
- 第3章 母子生活支援施設(第25条 - 第33条)
- 第4章 保育所(第34条 - 第42条)
- 第5章 雑則(第43条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準(次条及び第5条において「最低基準」という。)は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく、安全で衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、そ

の設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、児童の最善の利益を考慮して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第7条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、関係機関への通報及び連携の体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練を行わなければならない。
- 3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際に関する専門性を備えたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{せんけん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所している者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 母子生活支援施設においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するとき、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するとき、その献立は、できる限り、変化に富み、

入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
(入所した者及び職員の健康診断)

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続を執ることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。
(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 入所する者の援助に関する事項
 - その他施設の管理についての重要事項
- (児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 児童福祉施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第21条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

- 2 第1種助産施設とは、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく病院又は診療所である助産施設をいう。
- 3 第2種助産施設とは、医療法に基づく助産所である助産施設をいう。
(入所させる妊産婦)

第22条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

第23条 第2種助産施設には、医療法に基づく職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければな

らない。

- 2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第24条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第25条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。

母子室の面積は、30平方メートル以上であること。

乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

30人未満の乳幼児を入所させる母子生活支援施設には静養室を、30人以上の乳幼児を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第26条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

- 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含む。)の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

- 5 母子支援員の数は、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあつては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあつては3人以上とする。

- 6 少年を指導する職員の数は、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあつては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの

社会福祉士の資格を有する者

母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者

市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第27条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

基準省令第28条第1号の地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

保育士の資格を有する者

社会福祉士の資格を有する者

精神保健福祉士の資格を有する者

学校教育法に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準省令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第31条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第32条 第25条第4号の規定により、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第36条第2項及び第3項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備を設ける場合の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下回ることはいできない。

（関係機関との連携）

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第4章 保育所

（設備の基準）

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル（これらの者のうち、ほふくをするもの（立ち歩きを始めた者を含む。）にあっては、1人につき3.3平方メートル）以上であること。

ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。

保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に、それぞれ該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造の

		<p>ものにあつては、当該階段の構造が、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に規定する構造であるものに限る。)</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3 階	常用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (同条第 1 項各号に規定する構造のものにあつては、当該階段の構造が、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に規定する構造であるものに限る。)</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4 階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室 (次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。) 以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料により仕上げていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(設備の基準の特例)

第 35 条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する保育所は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、安全面、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、安全面、衛生面、栄養面、技術面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

(職員)

第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることはいできない。

3 前項に定めるもののほか、保育所には、専ら障害児等(障害を有する乳幼児及び障害を有するおそれがある乳幼児で発達上の支援が必要であると市長が認めるものをいう。以下同じ。)の保育を担当する保育士を置くよう努めなければならない。

(職員の基準の特例)

第37条 保育所は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、施設内の調理室で行う調理業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合において、調理業務の全部を第三者に委託するときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該保育所に調理員を置くことを要しない。

乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、安全面、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、安全面、衛生面、栄養面、技術面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

(保育時間)

第38条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第39条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準省令第35条の厚生労働大臣が定める指針に従わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、障害児等の保育の実施は、市その他の公的機関による発達に関する必要な助言を受けられる体制を整備する等、障害児等の発達の保障に必要な配慮がなされたものでなければならない。

(保護者との連絡)

第40条 保育所の長は、入所している乳幼児の保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

(公正な選考)

第41条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、同法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第42条 保育所が、法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 6人以上の乳児を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

(特例幼保連携保育所の特例)

3 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例70号。以下「県条例」という。)第3条第2項に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第34条第6号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)平方メートル

4 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第34条第6号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)平方メートル
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)平方メートル

5 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第36条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定(満3歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して滋賀県知事が適当であると承認したものは、その承認の有効期間に限り、保育士とみなす。

6 前3項の規定は、県条例第3条第2項に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、前項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第53号

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、売春防止法(昭和31年

法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第3条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第6条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第34条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。

罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第10条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

事務室
相談室
宿直室
居室
集会室兼談話室
静養室
医務室
作業室
食堂
調理室
洗面所
浴室
便所
洗濯室
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を常に保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第11条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とすること。

(自立の支援等)

第12条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第14条 婦人保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成14年厚生労働省令第49号) 第14条の2の厚生労働大臣が定める給付金 (以下この条において「給付金」という。) の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの (これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。) をその他の財産と区分すること。

入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第16条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

 大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第54号

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第11条)
- 第 2 章 救護施設 (第12条 - 第20条)
- 第 3 章 更生施設 (第21条 - 第26条)
- 第 4 章 授産施設 (第27条 - 第32条)
- 第 5 章 宿所提供施設 (第33条 - 第38条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。) 第39条第 1 項の規定に基づき、保護施設 (医療保護施設を除く。以下同じ。) の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 保護施設は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(人権擁護等)

第 3 条 保護施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(構造設備の一般原則)

第 4 条 保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第 5 条 保護施設の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第 6 条 保護施設の長 (以下「施設長」という。) は、社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第19条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 保護施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第8条 保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第9条 保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかななければならない。

2 保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 保護施設は、非常災害の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めなければならない。

(帳簿の整備)

第11条 保護施設は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第12条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のものを設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第13条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項(第22条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項(第22条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

居室

静養室

食堂

集会室

浴室

洗面所
 便所
 医務室
 調理室
 事務室
 宿直室
 介護職員室
 面接室
 洗濯室又は洗濯場
 汚物処理室又は汚物処理場
 霊安室

4 前項第 1 号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第 3 項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

居室

- ア 地階に設けてはならないこと。
 イ 入所者 1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3 平方メートル以上とすること。
 ウ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 オ 特別居室は、原則として 1 階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

静養室

- ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
 イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

洗面所 居室のある階ごとに設けること。

便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

階段の傾斜は、緩やかにすること。

（職員の配置の基準）

第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第 7 号に掲げる職員を置かないことができる。

施設長

医師

生活指導員

介護職員

看護師又は准看護師

栄養士

調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を 5.4 で除して得た数以上とする。

（居室の入所人員）

第15条 一の居室に入所させる人員は、原則として 4 人以下とする。

（給食）

第16条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において食中毒が発生しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（健康管理）

第17条 入所者については、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第18条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しよびしなければならない。

(生活指導等)

第19条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第20条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第16条の2の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第3章 更生施設

(規模)

第21条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第22条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

居室

静養室

食堂

集会室

浴室

洗面所

便所

医務室

作業室又は作業場

調理室

事務室

宿直室

面接室

洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第13条第1項、第2項、第5項第1号(オを除く。)及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第23条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設

にあつては、第 7 号に掲げる職員を置かないことができる。

施設長
 医師
 生活指導員
 作業指導員
 看護師又は准看護師
 栄養士
 調理員

- 2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあつては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあつては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。
 (生活指導等)

第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条(第2項を除く。)の規定を準用する。
 (作業指導)

第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

- 2 更生施設は、作業指導の種目を決定するに当たつては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。
 (準用)

第26条 第15条から第18条まで及び第20条の規定は、更生施設について準用する。

第 4 章 授産施設

(規模)

第27条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

- 2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第28条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

作業室
 作業設備
 食堂
 洗面所
 便所
 事務室

- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

作業室

- ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。
 イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(職員の配置の基準)

第29条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

施設長
 作業指導員

(工賃の支払)

第30条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第31条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第32条 第18条第1項(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。)及び第2項の規定は、

授産施設について準用する。

第5章 宿所提供施設

(規模)

第33条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第34条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

居室

炊事設備

便所

面接室

事務室

2 前項第2号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第13条第5項第1号(オを除く。)並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第35条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(居室の利用世帯)

第36条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第37条 宿所提供施設は、生活の相談に応じる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第38条 第18条第1項(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。)及び第2項の規定は、宿所提供施設について準用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第55号

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、市が設置する都市公園に係る高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他

の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたときに限り、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により段を容易に識別できるものとする。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ク 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所その他必要な場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

次条から第12条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、第5条第1号の基準に適合するものであること。

出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとしたときに限り、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所その他必要な場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

当該野外劇場の収容定員が200人以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200人を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を

設けること。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 9 条第 2 項、第 10 条及び第 11 条の基準に適合するものであること。

- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

幅は 90 センチメートル以上とし、奥行きは 120 センチメートル以上とすること。

車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

- 3 前 2 項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち 1 以上に、当該駐車場の全駐車台数が 200 台以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 台を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設 (以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車 (いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

幅は、350 センチメートル以上とすること。

車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第 9 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

男子用小便器を設ける場合は、1 以上の床置き小便器、壁掛式小便器 (受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

便所 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第 10 条 前条第 2 項第 1 号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80 センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80 センチメートル以上とすること。

(イ) 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

- 2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

前号の標識は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示とすること。

腰掛便座及び手すりが設けられていること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

- 3 第 1 項第 1 号ア及びオ並びに第 2 号の規定は、前項の便房について準用する。

第11条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第5号までの規定は、第9条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第14条 第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第4条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

道路法第24条の3の規定に基づき市道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識の表示に係る基準を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第56号

道路法第24条の3の規定に基づき市道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識の表示に係る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3の規定に基づき、市道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場(以下「自動車駐車場等」という。)に設ける標識(以下「標識」という。)の表示に係る基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(標識の表示に係る基準)

第2条 標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

駐車料金の額

駐車することができる時間

駐車料金の徴収方法

割増金の徴収に関する注意事項

前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場等の利用に関し必要と認められる事項

2 標識は、自動車駐車場等を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市道の構造の技術的基準を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第57号

大津市道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第30条第3項の規定に基づき、市道の構造の技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（車線等）

第 3 条 車道（次に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。

副道

停車帯

交差点

車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分

乗合自動車停車所及び非常駐車帯

付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間

車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分（第 3 種の道路にあっては、道路の区分及び地形の状況）に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2 とする。

区分		地形	設計基準交通量
第 3 種	第 2 級	平地部	1 日につき 9,000 台
	第 3 級	平地部	1 日につき 8,000 台
		山地部	1 日につき 6,000 台
	第 4 級	平地部	1 日につき 8,000 台
		山地部	1 日につき 6,000 台
第 4 種	第 1 級		1 日につき 12,000 台
	第 2 級		1 日につき 10,000 台
	第 3 級		1 日につき 9,000 台

交差点の多い第 4 種の道路については、この表の設計基準交通量に 0.8 を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第 3 種第 5 級及び第 4 種第 4 級の道路を除く。）の車線の数 は 4 以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2 の倍数）とし、当該道路の区分（第 3 種の道路にあっては、道路の区分及び地形の状況）に応じ、次の表に掲げる 1 車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1 車線当たりの設計基準交通量
第 3 種	第 2 級	平地部	1 日につき 9,000 台
		山地部	1 日につき 7,000 台
	第 3 級	平地部	1 日につき 8,000 台
		山地部	1 日につき 6,000 台
	第 4 級	山地部	1 日につき 5,000 台
第 4 種	第 1 級		1 日につき 12,000 台
	第 2 級及び第 3 級		1 日につき 10,000 台

交差点の多い第 4 種の道路については、この表の 1 車線当たりの設計基準交通量に 0.6 を乗じた値を 1 車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 3 種第 2 級又は第 4 種第 1 級の普通道路に

あつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分			車線の幅員
第3種	第2級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	2.75メートル
	第3級	普通道路	3メートル
		小型道路	2.75メートル
	第4級		2.75メートル
第4種	第1級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	2.75メートル
	第2級及び第3級	普通道路	3メートル
		小型道路	2.75メートル

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部きやくぶを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第4条 車線の数が4以上である道路の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、往復の方向別に分離するものとする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員	
第3種	第2級から第4級まで	1.75メートル	1メートル
第4種	第1級から第3級まで	1メートル	

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。

6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第5条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員	
第 3 種	第 2 級から第 4 級まで	普通道路	0.75メートル	0.5メートル
		小型道路	0.5メートル	
	第 5 級		0.5メートル	
第 4 種			0.5メートル	

- 3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。
- 4 第 3 種（第 5 級を除く。）の普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、0.5メートルまで縮小することができる。
- 5 副道に接続する路肩については、第 2 項の表中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、同項ただし書の規定は適用しない。
- 6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第 2 項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第 3 項において定める車道の右側に設ける路肩の幅員の値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
（停車帯）

第 7 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第 8 条 軌道敷の幅員は、軌道が単線の場合にあっては 3 メートル以上、軌道が複線の場合にあっては 6 メートル以上とするものとする。

（自転車道）

第 9 条 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第 12 条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第 10 条 自動車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては 4 メートル以上、その他の道路にあっては 3 メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては 3 メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては 2 メートル、並木を設ける場合にあっては 1.5 メートル、ベンチを設ける場合にあっては 1 メートル、その他の場合にあっては 0.5 メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第13条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度	
第3種	第2級	1時間につき60キロメートル	1時間につき50キロメートル又は40キロメートル
	第3級	1時間につき60キロメートル、50キロメートル又は40キロメートル	1時間につき30キロメートル
	第4級	1時間につき50キロメートル、40キロメートル又は30キロメートル	1時間につき20キロメートル
	第5級	1時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	
第4種	第1級	1時間につき60キロメートル	1時間につき50キロメートル又は40キロメートル

第 2 級	1 時間につき 60 キロメートル、50 キロメートル又は 40 キロメートル	1 時間につき 30 キロメートル
第 3 級	1 時間につき 50 キロメートル、40 キロメートル又は 30 キロメートル	1 時間につき 20 キロメートル
第 4 級	1 時間につき 40 キロメートル、30 キロメートル又は 20 キロメートル	

2 副道の設計速度は、1 時間につき 40 キロメートル、30 キロメートル又は 20 キロメートルとする。
 (車道の屈曲部)

第 16 条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間 (車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。) 又は第 34 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第 17 条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分 (以下「車道の曲線部」という。) の中心線の曲線半径 (以下「曲線半径」という。) は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度	曲線半径	
	1 時間につき 60 キロメートル	150 メートル
1 時間につき 50 キロメートル	100 メートル	80 メートル
1 時間につき 40 キロメートル	60 メートル	50 メートル
1 時間につき 30 キロメートル	30 メートル	
1 時間につき 20 キロメートル	15 メートル	

(曲線部の片勾配)

第 18 条 車道、中央帯 (分離帯を除く。) 及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値 (第 3 種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6 パーセント) 以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配
第 3 種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6 パーセント
		その他の地域	8 パーセント
	その他の地域		10 パーセント
第 4 種			6 パーセント

(曲線部の車線等の拡幅)

第 19 条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線 (車線を有しない道路にあつては、車道) を適切に拡幅するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第 20 条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第 4 種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値 (前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ) 以上とするものとする。

設計速度	緩和区間の長さ
1 時間につき 60 キロメートル	50 メートル
1 時間につき 50 キロメートル	40 メートル
1 時間につき 40 キロメートル	35 メートル
1 時間につき 30 キロメートル	25 メートル
1 時間につき 20 キロメートル	20 メートル

（視距等）

第 21 条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度	視距
1 時間につき 60 キロメートル	75 メートル
1 時間につき 50 キロメートル	55 メートル
1 時間につき 40 キロメートル	40 メートル
1 時間につき 30 キロメートル	30 メートル
1 時間につき 20 キロメートル	20 メートル

2 車線の数が 2 である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第 22 条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度	縦断勾配	
第 3 種	普通道路	1 時間につき 60 キロメートル	5 パーセント	8 パーセント
		1 時間につき 50 キロメートル	6 パーセント	9 パーセント
		1 時間につき 40 キロメートル	7 パーセント	10 パーセント
		1 時間につき 30 キロメートル	8 パーセント	11 パーセント
		1 時間につき 20 キロメートル	9 パーセント	12 パーセント
	小型道路	1 時間につき 60 キロメートル	8 パーセント	
		1 時間につき 50 キロメートル	9 パーセント	
		1 時間につき 40 キロメートル	10 パーセント	
		1 時間につき 30 キロメートル	11 パーセント	
		1 時間につき 20 キロメートル	12 パーセント	
第 4 種	普通道路	1 時間につき 60 キロメートル	5 パーセント	7 パーセント
		1 時間につき 50 キロメートル	6 パーセント	8 パーセント
		1 時間につき 40 キロメートル	7 パーセント	9 パーセント
		1 時間につき 30 キロメートル	8 パーセント	10 パーセント
		1 時間につき 20 キロメートル	9 パーセント	11 パーセント

小型道路	1 時間につき 60 キロメートル	8 パーセント	
	1 時間につき 50 キロメートル	9 パーセント	
	1 時間につき 40 キロメートル	10 パーセント	
	1 時間につき 30 キロメートル	11 パーセント	
	1 時間につき 20 キロメートル	12 パーセント	

(登坂車線)

第 23 条 普通道路の縦断勾配が 5 パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3 メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第 24 条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が 1 時間につき 60 キロメートルである第 4 種第 1 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を 1,000 メートルまで縮小することができる。

設計速度	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径
1 時間につき 60 キロメートル	凸形曲線	1,400 メートル
	凹形曲線	1,000 メートル
1 時間につき 50 キロメートル	凸形曲線	800 メートル
	凹形曲線	700 メートル
1 時間につき 40 キロメートル	凸形曲線又は凹形曲線	450 メートル
1 時間につき 30 キロメートル	凸形曲線又は凹形曲線	250 メートル
1 時間につき 20 キロメートル	凸形曲線又は凹形曲線	100 メートル

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度	縦断曲線の長さ
1 時間につき 60 キロメートル	50 メートル
1 時間につき 50 キロメートル	40 メートル
1 時間につき 40 キロメートル	35 メートル
1 時間につき 30 キロメートル	25 メートル
1 時間につき 20 キロメートル	20 メートル

(舗装)

第 25 条 車道、中央帯 (分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 49 キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令 (平成 13 年国土交通省令第 103 号) で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第 4 種の道路 (トンネルを除く。) の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によ

りやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第26条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、前条第2項に規定する基準に適合する舗装道にあっては1.5パーセント以上2パーセント以下を、当該舗装道以外の道路にあっては3パーセント以上5パーセント以下をそれぞれ標準として横断勾配を付するものとする。

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第27条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度	合成勾配
1時間につき60キロメートル	10.5パーセント
1時間につき50キロメートル、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	11.5パーセント

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第30条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第3条から第6条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条の規定並びに令第12条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第31条 道路が鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

交差角は、45度以上とすること。

踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの

長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度	見通し区間の長さ
1 時間につき50キロメートル未満	110メートル
1 時間につき50キロメートル以上70キロメートル未満	160メートル
1 時間につき70キロメートル以上80キロメートル未満	200メートル
1 時間につき80キロメートル以上90キロメートル未満	230メートル
1 時間につき90キロメートル以上100キロメートル未満	260メートル
1 時間につき100キロメートル以上110キロメートル未満	300メートル
1 時間につき110キロメートル以上	350メートル

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、駒止、道路標識、道路情報管理施設(法第2条第2項第4号に規定する道路情報管理施設をいう。)並びに他の車両及び歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第35条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第37条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設又は雪崩防止施設を設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋等の構造(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。)は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死

荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定(第6条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。)並びに令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)並びに令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第40条まで及び第41条第1項の規定並びに令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。) 第 45 条第 3 項の規定に基づき、市道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識 (これらの道路標識の柱の部分を除く。) の寸法を定めるものとする。

(道路標識の種類及び番号)

第 2 条 この条例における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号) 別表第 1 に定めるところによる。

(案内標識の寸法)

第 3 条 案内標識の寸法は、次の表に定めるとおりとする。

案内標識		寸法
種類	番号	
著名地点	114 - B	文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
待避所	116の3	標示板の寸法は縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは12センチメートルとする。
駐車場	117 - A	標示板の寸法は、1辺60センチメートルとする。
登坂車線	117の2 - A	標示板の寸法は縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは20センチメートル (ローマ字にあっては、10センチメートル) とする。
総重量限度緩和指定道路	118の3 - A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとする。
	118の3 - B	
高さ限度緩和指定道路	118の4 - A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとする。
	118の4 - B	
道路の通称名	119 - A	標示板の寸法は縦24センチメートル、横80センチメートルとし、文字の大きさは10センチメートル (ローマ字にあっては、5センチメートル) とする。
	119 - B	
	119 - C	標示板の寸法は縦80センチメートル、横20センチメートルとし、文字の大きさは10センチメートルとする。
まわり道	120 - A	標示板の寸法は縦30センチメートル、横45センチメートルとし、文字の大きさは6センチメートルとする。
市道に設置する案内標識で、著名地点 (114 - B)、待避所 (116の3)、登坂車線 (117の2 - A)、道路の通称名 (119 - A、119 - B 及び 119 - C) 及びまわり道 (120 - A) を表示するもの以外のもの		<p>1 文字の大きさ (次項の矢印中の文字の大きさを除く。) は、次の各号に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、当該各号に掲げる大きさ (ローマ字にあっては、その2分の1の大きさ) とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>1 時間につき70キロメートル以上 30センチメートル 1 時間につき40キロメートル、50キロメートル又は60キロメートル 20センチメートル 1 時間につき30キロメートル以下 10センチメートル</p> <p>2 「方面、方向及び道路の通称名の予告 (108の3) 」、「方面、方向及び道路の通称名 (108の4) 」を表示する案内標識のうち、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。</p>

2 前項の規定にかかわらず、駐車場 (117 - A) を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、横寸法を同項に規定する寸法の2.5倍まで拡大することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、駐車場 (117 - A)、総重量限度緩和指定道路 (118の3 - A 及び 118の3 - B)、高さ限度緩和指定道路 (118の4 - A 及び 118の4 - B) 及びまわり道 (120 - A) を表示する案内標識

については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、同項に規定する寸法（前項に規定するところにより横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、登坂車線（117の2 - A）及び道路の通称名（119 - A、119 - B及び119 - C）を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、同項に規定する寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、道路の通称名（119 - A、119 - B及び119 - C）を表示する案内標識については、表示する文字の字数により同項に規定する横寸法（道路の通称名（119 - C）を表示するもの）にあっては、縦寸法）を拡大することができる。
- 6 まわり道（120 - A）を表示する案内標識の枠の太さは、4センチメートルとする。
- 7 案内標識の標示板の縁は、待避所（116の3）、駐車場（117 - A）及びまわり道（120 - B）を表示するもの）にあっては9ミリメートル、総重量限度緩和指定道路（118の3 - A及び118の3 - B）及び高さ限度緩和指定道路（118の4 - A及び118の4 - B）を表示するもの）にあっては16ミリメートル、登坂車線（117の2 - A）を表示するもの）にあっては10ミリメートル、道路の通称名（119 - A、119 - B及び119 - C）を表示するもの）にあっては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- 8 案内標識の記号の大きさは、規則で定める。
（警戒標識の寸法）

第4条 警戒標識の標示板の寸法は、1辺45センチメートルとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、警戒標識の標示板については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、同項に規定する寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 3 警戒標識の標示板の縁及び縁線は、12ミリメートルとする。
- 4 警戒標識の記号の大きさは、規則で定める。
（補助標識の寸法）

第5条 案内標識又は警戒標識に附置される補助標識の標示板（次項に規定するものを除く。）の寸法は、縦10センチメートル以上、横40センチメートル以上60センチメートル以下とする。

- 2 注意事項（510）を表示する補助標識の標示板（安全速度を表示するものに限る。）の寸法は、1辺30センチメートルとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助標識は、その附置される案内標識又は警戒標識の標示板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第59号

大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歩道等（第3条 - 第10条）
- 第3章 立体横断施設（第11条 - 第16条）
- 第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）
- 第5章 路面電車停留場等（第19条 - 第21条）
- 第6章 自動車駐車場（第22条 - 第32条）
- 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条 - 第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市道に係る高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。

第 2 章 歩道等

(歩道)

第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第 4 条 歩道の有効幅員は、大津市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第57号）第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、大津市道の構造の技術的基準を定める条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第 5 条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第 6 条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第 7 条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第 8 条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第 9 条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第 3 章 立体横断施設

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により

必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

籠の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。

前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

籠内に手すりを設けること。

籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。

停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。

縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

横断勾配は、設けないこと。

二段式の手すりを両側に設けること。

手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。

踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等によりくし板と踏み段との境界

を容易に識別できるものとする。

エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

二段式の手すりを両側に設けること。

手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

二段式の手すりを両側に設けること。

手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により段を容易に識別できるものとする。

段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

第19条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。

乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。

乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。

乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第20条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

有効幅は、3.5メートル以上とすること。

障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

車両への乗降の用に供する部分は、有効幅及び有効奥行きを、それぞれ1.5メートル以上とすることその他の障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第25条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、2メートル以上とすること。

車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター(前項のエレベーターを除く。)について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第27条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第28条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

腰掛便座及び手すりを設けること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設す

るものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準を適用することが適当でない」と認められる歩道等については、当分の間、同条の規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第10条の規定による有効幅員の基準を適用することが適当でない」と認められる道路の車両乗入れ部に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第60号

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 堤防(第3条 - 第14条)

第3章 床止め(第15条 - 第18条)

第4章 堰(第19条 - 第26条)

第5章 水門及び樋門(第27条 - 第34条)

第6章 揚水機場、排水機場及び取水塔(第35条 - 第40条)

第7章 橋(第41条 - 第46条)

第8章 伏せ越し(第47条 - 第51条)

第 9 章 雑則 (第 52 条 - 第 55 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。) 第 100 条第 1 項において準用する法第 13 条第 2 項の規定に基づき、準用河川に係る河川管理施設又は法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物 (以下「許可工作物」という。) のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、河川管理施設等構造令 (昭和 51 年政令第 199 号) において使用する用語の例による。

第 2 章 堤防

(適用の範囲)

第 3 条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第 4 条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第 5 条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとすることができる。

(高さ)

第 6 条 堤防 (計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。) の高さは、計画高水位に 0.6 メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高 (以下「堤内地盤高」という。) が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第 7 条 堤防 (計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。) の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が 0.6 メートル未満である区間を除き、3 メートル以上とするものとする。

2 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、3 メートル以上の適切な値とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

第 8 条 盛土による堤防 (護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。) の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が 0.6 メートル未満である区間を除き、50 パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

第 9 条 流水の作用から堤防を保護するために必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

(水制)

第 10 条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第 11 条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通路 (以下「管理用通路」という。) を設けるものとする。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第 12 条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第 6 条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に 0.6 メートルを加えた高さとが一致する地点から当該合流箇所までの

乙河川の区間(湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第7条第1項又は第2項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外)

第13条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しない。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第14条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画横断面に係る堤防(以下「計画堤防」という。)の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章(前2条を除く。)の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第15条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工及び高水敷保護工)

第16条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

(護岸)

第17条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

(魚道)

第18条 床止めを設ける場合において、魚道の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第4章 堰

(構造の原則)

第19条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第20条 可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。)以外の部分(堰柱を除く。)及び固定堰は、流下断面(計画横断面が定められている場合には、当該計画横断面に係る流下断面を含む。以下この条及び第39条第1項において同じ。)内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部のゲートの構造の原則等)

第21条 可動堰の可動部のゲート(バルブを含む。以下この条において同じ。)は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 可動堰の可動部のゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。

4 可動堰の可動部のゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によって生ずる力を採用するものとする。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第22条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防(計画横断面が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部(床版を含む。)の高さ以下とするものとする。

(可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例)

第23条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ
計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

第24条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第25条 第16条から第18条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第26条 第20条及び第22条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第5章 水門及び樋門

(構造の原則)

第27条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第28条 水門及び樋門(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第29条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門等)

第30条 第20条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、同条中「可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。)以外の部分(堰柱を除く。)及び**固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と読み替えるものとする。**

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第31条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第32条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さを下回らないものとするものとする。

2 第22条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門(流水を分流させる水門を除く。)のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第23条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第33条 第24条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

(護床工等)

第34条 第16条及び第17条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第6章 揚水機場、排水機場及び取水塔

(揚水機場及び排水機場の構造の原則)

第35条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室(ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。)、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

第36条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防(非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。第38条第1項、第44条第2項、第49条第1項及び第51条において同じ。)の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(流下物排除施設)

第37条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(樋門)

第38条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第30条第2項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみの用に供されるものについては、適用しない。

(取水塔の構造)

第39条 取水塔(流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(護床工等)

第40条 第16条及び第17条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第7章 橋

(河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

第41条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第42条 堤防に設ける橋台は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

2 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

3 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(桁下高等)

第43条 第22条第1項及び第23条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面(路面その他規則で定める橋の部分をいう。)の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第44条 第16条及び第17条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第45条 橋(取付部を含む。)は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第46条 第42条第1項及び第2項並びに第43条の規定は、湖沼、遊水池その他これらに類するものの区域(規則で定める要件に該当する区域を除く。)内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

2 この章(第43条及び前条を除く。)の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第8章 伏せ越し

(適用の範囲)

第47条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第48条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第49条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。)を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第28条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第50条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート(バルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第21条第2項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第24条の規定は伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第51条 伏せ越しは、低水路(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。)及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。)の表面から、堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。)の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第9章 雑則

(適用除外)

第52条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下「河川管理施設等」という。)については、適用しない。

治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

臨時に設けられる河川管理施設等

工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第53条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この条において「計画高水

流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(小河川の特例)

第54条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、規則で定めるところにより、この条例の規定によらないものとするができる。

(委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第61号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 土地区画整理事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に対して住宅を供給し、もって当該事業を円滑に推進するため、本市に都市再生住宅を設置する。

(名称等)

第2条 都市再生住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。

名 称 大津駅西地区都市再生住宅

位 置 大津市御幸町1番9号

戸 数 35戸

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

土地区画整理事業 大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例(平成19年条例第21号。以下「施行条例」という。)第2条に規定する大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業をいう。

施行地区 施行条例第3条に規定する施行地区をいう。

都市再生住宅 土地区画整理事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより住宅に困窮することとなる者に賃貸することを目的として、市が借り上げる住宅及び附帯施設をいう。

契約家賃 市と都市再生住宅の所有者との間で締結された賃貸借契約で定められた家賃(当該家賃が都市再生住宅の建設に要した費用、都市再生住宅の維持管理に要する費用等を考慮して市長が定める額に都市再生住宅の管理を開始した日から2年を経過するごとに1.05を乗じて得た額を上回るときは、その額)をいう。

(入居者の資格)

第4条 都市再生住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

土地区画整理事業に伴う土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定の効力発生の日において施行地区内に居住していた者で、次のいずれかに該当するものであること。

ア 引き続き現に施行地区内に居住している者であって、土地区画整理事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮することが明らかなもの

イ 引き続き施行地区内に居住する意思があるにもかかわらず、都市再生住宅の建設に伴い、施行地区外に居住することを余儀なくされている者

市町村税及び国民健康保険料を滞納していないこと。ただし、都市再生住宅の入居についてやむを得ない事情があると市長が認める者であって、当該滞納に係る市町村税及び国民健康保険料の納付について誠実な意思を有し、かつ、その納付が確実であると見込まれるものについては、この限りでない。

その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居の申込み及び決定)

第5条 前条に規定する入居資格のある者で、都市再生住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところに

より、入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、都市再生住宅の入居者を決定するに当たり、次条の規定により入居者の選考を行うものとする。
- 3 市長は、都市再生住宅の入居者を決定したときは、速やかにその旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に通知しなければならない。

（入居者の選考）

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による入居の申込みをした者の数が入居させるべき都市再生住宅の戸数を超えるときは、住宅の困窮度合いの高い者から入居者を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、住宅の困窮度合いの順位を定めたい者については、公開抽選により入居者を決定するものとする。

（入居の手續）

第 7 条 都市再生住宅の入居決定者は、第 5 条第 3 項の規定による通知を受けた日から 15 日以内に、市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

- 2 都市再生住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手續を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手續をしなければならない。
- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項の規定による連帯保証人について市長が認める近隣市町村の区域に居住する者とし、又は同項の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。
- 4 市長は、都市再生住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する手續をしないとき、又は都市再生住宅の引渡しの日までに第 4 条に掲げる条件を備えなくなったときは、都市再生住宅の入居の決定を取り消すことができる。

（家賃の決定）

第 8 条 都市再生住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条において準用する大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号。以下「市営住宅条例」という。）第 14 条の 2 第 3 項の規定により認定された収入（同条第 4 項後段の規定により更正された場合は、その更正後の収入）に基づき決定するものとし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、次条において準用する市営住宅条例第 50 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がある請求に応じないときは、当該入居者に係る都市再生住宅の毎月の家賃の額は、契約家賃の額とする。

入居者の収入が 158,000 円以下の場合 家賃算定基礎額に次に定める数値を乗じた額

- ア 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 2 条第 1 項第 1 号の国土交通大臣が市町村ごとに定める数値で、本市に係るもの
- イ 都市再生住宅の床面積（共用部分の床面積を除く。）を 65 平方メートルで除した数値
- ウ 都市再生住宅の建設時からの経過年数に応じ、公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 3 号の国土交通大臣が定める数値の算定の例により算定した数値

入居者の収入が 158,000 円を超え 487,000 円以下の場合 家賃算定基礎額に前号イの数値及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成 5 年建設省告示第 1602 号）に定める方法により算定した立地係数を乗じて得た額（その額が契約家賃の額を超えるときは、契約家賃の額）。ただし、都市再生住宅の管理を開始した日から 1 年を経過した日以後の家賃の額は、本文の規定により算定した額に、1.035 を都市再生住宅の管理を開始した日からの経過年数で累乗して得た値を乗じて得た額とする。

入居者の収入が 487,000 円を超える場合 契約家賃の額

- 2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

入居者の収入	家賃算定基礎額
104,000 円以下	34,400 円
104,000 円を超え 123,000 円以下	39,700 円
123,000 円を超え 139,000 円以下	45,400 円
139,000 円を超え 158,000 円以下	51,200 円
158,000 円を超え 186,000 円以下	58,500 円

186,000円を超え214,000円以下	67,500円
214,000円を超え259,000円以下	79,000円
259,000円を超え487,000円以下	91,100円

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した家賃の額(以下この項において「新家賃額」という。)が、入居者が従前賃借していた賃貸住宅(都市再生住宅に入居する直前(第4条第1号イに掲げる者にあつては、施行地区外に転居する直前)に入居していたものに限る。)の家賃の額(以下この項において「旧家賃額」という。)を超えるときは、新家賃額から旧家賃額を控除した額に、次の表の左欄に掲げる都市再生住宅の入居期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額を新家賃額から控除した額を家賃額とする。

都市再生住宅の入居期間	率
1年以下の場合	6分の5
1年を超え2年以下の場合	6分の4
2年を超え3年以下の場合	6分の3
3年を超え4年以下の場合	6分の2
4年を超え5年以下の場合	6分の1

(準用)

第9条 市営住宅条例第11条の2、第12条、第14条の2、第15条(同条第1号を除く。)、第17条、第19条から第24条まで、第35条、第36条、第50条、第51条第1項、第2項及び第5項、第52条並びに第53条の規定は、都市再生住宅について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による入居の申込みその他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

 大津市公営住宅法に基づく市営住宅等の整備の基準を定める条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第62号

大津市公営住宅法に基づく市営住宅等の整備の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第5条第1項及び第2項の規定に基づき、市が設置する公営住宅(以下「市営住宅」という。)及び共同施設(以下「市営住宅等」と総称する。)の整備の基準を定めるものとする。

(健全な地域社会の形成)

第2条 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第3条 市営住宅等は、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

(費用の縮減への配慮)

第4条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適

切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

(位置の選定)

第5条 市営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

(敷地の安全等)

第6条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(住棟等の基準)

第7条 住棟その他の建築物(以下「住棟等」という。)は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。

(住宅の基準)

第8条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じるものとする。

(住戸の基準)

第9条 市営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講じるものとする。

(住戸内の各部)

第10条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じるものとする。

(共用部分)

第11条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。

(附帯施設)

第12条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとするものとする。

(児童遊園)

第13条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとするものとする。

(集会所)

第14条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとするものとする。

(広場及び緑地)

第15条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとするものとする。

(通路)

第16条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状態に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第63号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「応募した市民」の次に「(本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。以下この条及び別表委員の構成の欄において同じ。)」を加える。

別表市長の部大津市庁舎整備計画検討委員会の項の次に次のように加える。

大津市行政改革推進委員会	行政改革に関する基本方針及び計画の策定並びに行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以内	学識経験を有する者、公益活動団体関係者、事業者団体等から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
大津市公共施設マネジメント推進委員会	公共施設に関する基本方針及び計画の策定並びに公共施設の管理の最適化その他のマネジメントの推進に関し必要な事項を調査審議すること。	6人以内	学識経験を有する者、公益活動団体関係者、事業者団体から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民

別表市長の部大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の項の次に次のように加える。

大津市入札監視委員会	市長が発注する工事等の入札及び契約手続の適正化を図るために必要な事項を調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者
大津市協働提案事業審査委員会	市民・市民団体又は事業者が提案する大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例(平成23年条例第1号)第12条第1項に規定する協働事業の選定のために必要な事項を審査等すること。	10人以内	学識経験を有する者、企業関係者、公益活動団体関係者、市長が行う委員の公募に応募した市民及び市長が指名する市職員
大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会	地域の課題解決又はまちの活性化を図るために市民・市民団体が企画し、及び実施する協働によるまちづくり活動で、市がその経費の一部を補助するパワーアップ・市民活動応援事業の選定のために必要な事項を審査等すること。	8人以内	学識経験を有する者、企業関係者、公益活動団体関係者、市長が行う委員の公募に応募した市民及び市長が指名する市職員
大津市美術展覧会審議会	大津市美術展覧会の企画及び運営に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	美術に関する専門的な知識を有する者
大津市湖都文化推進審議会	大津市文化振興計画に基づく文化振興施策を推進するために必	10人以内	学識経験を有する者、教育関係者、芸術・文化関係団

	要な事項を調査審議すること。		体から選出された者、観光関係団体から選出された者、関係事業者から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会	身近な地域の福祉に関する課題を解決するために市民団体等が実施する事業で、市がその経費の一部又は全部を補助する市民提案による地域福祉推進事業の選定のために必要な事項を審査等すること。	4 人	学識経験を有する者、福祉関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所の委託の措置等に関し必要な事項を審査すること。	5 人	医師、老人福祉施設長及び市長が指名する市職員
大津市福祉有償運送運営協議会	特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性及び収受する対価に関する事項等を調査審議すること。	15人以内	学識経験を有する者、タクシー等の事業者又は運転者が組織する団体から選出された者、福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等から選出された者、関係行政機関から選出された者、福祉関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの公正かつ中立的な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び医療福祉の関係機関又は団体から選出された者
大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定等を受けようとする者の事業計画を審査等すること。	12人以内	学識経験を有する者、介護サービス事業者（大津市介護保険条例（平成 18 年条例第 13 号）第 4 条に規定する介護サービス事業者をいう。）、市民団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市健康おおつ 21（第 2 次計画）策定委員会	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく健康増進計画として健康おおつ 21（第 2 次計画）を策定するために必要な事項を調査審議すること。	16人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、医療福祉の関係機関又は団体から選出された者、関係行政機関から選出された者、事業者団体から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
大津市医療福祉推進協議会	医療福祉の推進のために必要な事項を調査審議すること。	15人以内	医療福祉の関係機関又は団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因して発生した健康被害及びその事後対策について必要な事項を調査審議すること。	5 人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員

大津市予防接種協議会	予防接種事業の円滑な実施のために必要な事項を調査審議すること。	9人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市肺がん検診協議会	肺がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議すること。	7人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市消化器がん検診協議会	消化器がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議すること。	7人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市歯科保健推進協議会	歯科保健事業を円滑に実施するために必要な事項を調査審議すること。	7人以内	医療関係団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者
大津市乳がん検診協議会	乳がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市小児慢性特定疾患対策協議会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患に係る医療給付の対象者の認定及び当該疾患の治療研究事業の実施に関し必要な事項を審査し、及び調査審議すること。	6人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び市長が指名する市職員
大津市森林整備推進審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5の規定に基づく森林整備計画の策定等及び林業の振興を図るために必要な事項を調査審議すること。	7人以内	学識経験を有する者、事業者団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者
大津市農政審議会	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定等に係る審査を行うとともに、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画の策定その他農業振興施策の推進を図るために必要な事項を調査審議すること。	7人以内	農業関係団体から選出された者、農業を営む者及び関係行政機関から選出された者
大津市びわ湖大津館の利活用審議会	びわ湖大津館の利活用に関し必要な事項を調査審議すること。	9人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、企業関係者、事業者団体から選出された者、指定管理者及び市長が指名する市職員
大津市大規模盛土造成地調査検討委員会	大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地において実施する地盤の変動予測調査に関し必要な事項を調査審議すること。	7人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者
大津市民病院経営評価委員会	市民病院の経営の健全化を推進するために必要な事項を調査審議すること。	7人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、医療関係団体から選出された者

			者及び事業者団体から選出された者
大津市メディカルコントロール協議会	救急業務の円滑な遂行及び市民の救命率向上のために必要な事項を調査審議すること。	10人以内	救急医療の関係機関又は団体等が推薦する者、関係行政機関から選出された者及び市長が指名する市職員

別表に次のように加える。

教育委員会	大津市心身障害児就園就学指導委員会	心身に障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就園又は就学を図るために必要な事項を調査審議すること。	30人以内	学識経験を有する者、関係行政機関から選出された者及び教育委員会が指名する市職員
	大津市立学校結核対策審議会	市立学校における結核対策のために必要な事項を調査審議すること。	16人以内	医療関係団体から選出された者及び教育委員会が指名する市職員
	大津市歴史博物館収蔵品収集審査会	大津市歴史博物館に収蔵する資料の収集に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成25年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表市長の部大津市庁舎整備計画検討委員会の項の次に次のように加える改正規定（同部大津市行政改革推進委員会の項に係る部分に限る。）、同表に次のように加える改正規定（同表教育委員会の部大津市心身障害児就園就学指導委員会の項に係る部分に限る。）及び次条の規定（同表市長の部大津市行政改革推進委員会の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(委員の委嘱の特例)

第 2 条 改正後の別表市長の部大津市行政改革推進委員会の項、大津市公共施設マネジメント推進委員会の項、大津市協働提案事業審査委員会の項、大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会の項、大津市湖都文化推進審議会の項及び大津市健康おおつ21（第 2 次計画）策定委員会の項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員については、これらの項の規定中「市長が行う委員の公募に応募した市民」とあるのは「市民のうちから市長が指名する者」とする。

(大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第 3 条 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 附属機関の委員の項中「円」の次に「（大津市小児慢性特定疾患対策協議会の委員（学識経験を有する者及び医療関係団体から選出された者である委員に限る。）及び大津市立学校結核対策審議会の委員（医療関係団体から選出された者である委員に限る。）にあっては、14,000円）」を加える。

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第64号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

大津市役所支所設置条例（昭和24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表田上支所の項中「大津市里五丁目 8 番 5 号」を「大津市里三丁目 9 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市暴力団排除条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第65号

大津市暴力団排除条例の一部を改正する条例

大津市暴力団排除条例(平成23年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第66号

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第27条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の大津市市税条例第27条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第67号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第53項第1号ア(ア)の表中「以下」の次に「この項において」を加え、同号イ中「得られる額」の次に「を合算した金額」を加え、「表のイ項」を「表イの項」に改め、別表に次の1項を加える。

61 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査

ア 一の建築物の住戸(人の居住の用に供する共同住宅又は長屋住宅の部分をいう。)について認定を受けようとする場合

戸数	金額
1	47,000円(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関その他規則で定める者が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面(以下この項において「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、9,000円)
2以上5以下のもの	80,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
6以上10以下のもの	106,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)
11以上25以下のもの	144,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)
26以上50以下のもの	200,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円)
51以上100以下のもの	280,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)

101以上200以下のもの	374,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円)
201以上300以下のもの	486,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円)
301以上400以下のもの	568,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、170,000円)
401以上のもの	610,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円)

イ 一の建築物について認定を受けようとする場合 (住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。)

(ア) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

a 一戸建て住宅である場合 47,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円)

b 共同住宅又は長屋住宅である場合 アに掲げる建築物の戸数の区分に応じて定める金額に、次の表の左欄に掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を合算した金額

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
300平方メートル以内のもの	117,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	184,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、35,000円)
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	278,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、86,000円)
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	354,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)
10,000平方メートルを超えるもの	420,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円)

(イ) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
300平方メートル以内のもの	261,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	396,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	549,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、95,000円)
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	666,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、140,000円)
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	779,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、173,000円)
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	885,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、211,000円)
50,000平方メートルを超えるもの	1,046,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、218,000円)

(ウ) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途に供する部分について(ア)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額に、住宅の用途以外の用途に供する部分について(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請 (同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。) に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき

手数料として別表第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額。この場合における同号の規定の適用については、同号の表イの項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額に100分の105を乗じて得た金額」とする。

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査第1号の規定により算定して得られる金額(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、5,000円)。この場合(次号において算定する場合を含む。)において、戸数及び床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の戸数の2分の1(その数に1に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた数)及び床面積の合計の2分の1として算定するものとする。

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として別表第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額。この場合における同号の規定の適用については、同号の表イの項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額に100分の105を乗じて得た金額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条のうち大津市手数料条例別表の改正規定中「第60項」を「第61項」に改める。

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第68号

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例(平成20年条例第47号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市食品衛生法施行条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「規定する」の次に「営業の施設(以下「施設」という。)の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準)

第2条 法第29条第2項の規定に基づき本市が設置する食品衛生検査施設に係る食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「令」という。)第8条第1項に規定する条例で定める設備及び職員の配置に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

設備に関する基準

ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

イ 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

職員の配置に関する基準 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

別表第1中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

別表第2中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同表第1項中「食品衛生法施行令(昭和28年政

令第 229 号) 」を「令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 24 年 12 月 25 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 69 号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 17 年条例第 90 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条中「その申請に係る埋立て等の計画が、」を「当該申請の内容が」に改め、第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しないもの

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 第 13 条第 2 項、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項、第 18 条第 3 項又は第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

エ 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る大津市行政手続条例（平成 8 年条例第 30 号）第 15 条第 1 項の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）。ただし、事業者等が第 18 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

オ 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の取消しの処分（同条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当したことによる許可の取消しの処分を除く。）に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 13 条第 1 項の規定による届出をした者（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

カ オに規定する期間内に第 13 条第 1 項の規定による届出があった場合において、聴聞通知があった日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）の役員若しくは規則で定める使用人（以下「特定使用人」という。）であった者又は当該届出に係る個人（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）の特定使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

キ 埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又は特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 法人でイに規定する者がその事業活動を支配するもの

サ 個人で特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

第 11 条第 3 項中「第 18 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加える。

第 13 条第 2 項及び第 16 条中「第 8 条」を「第 8 条第 2 号から第 5 号まで」に改める。

第 18 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、許可事業者又は当該許可に係る埋立て等の事業施行者若しくは現場責任者が第 8 条第 1 号アからサまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない。

第 23 条第 2 号及び第 25 条第 2 号中「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 3 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の第18条第2項の規定による許可の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第70号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例(平成12年条例第76号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

クラブは、次に掲げる日以外の日(以下「開所日」という。)において、午前9時15分から午後6時まで(土曜日にあつては、午前8時30分から午後6時まで)開所する。ただし、小学校等の休業日(土曜日を除く。)における開所時間は、午前8時から午後6時までとする。

第4条に次の2項を加える。

- 前項に定めるもののほか、クラブは、開所日(土曜日を除く。)の午後6時から午後6時30分まで開所する。ただし、当該開所時間における保育(以下「延長保育」という。)を受ける者がいないときは、この限りでない。
- 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開所日を変更し、若しくは臨時に開所し、又は開所時間を変更することができる。

第7条第3項第3号中「次条」を「第9条」に改め、同項第4号中「第9条」を「第10条又は第11条」に改める。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「保育料」の次に「(第10条に規定する保育料に限る。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第12条とする。

第9条の見出しを削り、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「(保育料)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第11条 延長保育を受ける者の保護者は、毎月、延長保育に係る保育料を納付しなければならない。

- 前項の保育料の額は、児童1人につき月額1,000円とする。ただし、月の15日以後の日を開始日とする延長保育の利用の承認を受け、又は月の14日までの日を終了日とする延長保育の利用の承認の取消しを受けた者に係る当該月の延長保育の保育料は、500円とする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(延長保育)

第8条 保護者は、児童に延長保育を受けさせようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

- 市長は、延長保育を受けようとする者が、第4条第2項本文に規定する開所時間(以下「延長保育の開所時間」という。)について、家庭における保育を受けることができると認めるときは、前項の承認をしないものとする。
- 保護者は、延長保育の利用を止めようとするとき、又は児童が延長保育の開所時間について、家庭における保育を受けることができることとなったときは、市長に対し、その旨を申し出なければならない。
- 市長は、前項の規定による申出があつたとき、又は前条第2項若しくは第3項の規定により通所の登録を抹消したときは、延長保育の利用の承認を取り消すものとする。
- 市長は、児童が、延長保育の開所時間について、家庭における保育を受けることができることとなったと認めるときは、延長保育の利用の承認を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 改正後の第8条第1項の規定による延長保育の利用の申出その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第71号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第115条の44第2項各号」を「第115条の45第3項各号」に改める。

第11条第1項中「第115条の45第2項」を「第115条の46第2項」に改める。

第12条中「第115条の47」を「第115条の48」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第72号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例(昭和40年条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則(第1条・第2条)」を「第1章 総則(第1条)
第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準(第2条～
第2条の5)」に改める。

第1条中「および法にもとづく」を「第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、都市公園及び公園施設の設置の基準を定めるとともに、法及びこれに基づく」に、「設置および」を「設置及び」に改める。

第2条を削る。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の3に定めるところによる。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積)

第2条の2 市は、その設置に係る都市公園の敷地面積が市民1人当たり10平方メートル以上となるように、かつ、その設置に係る市街地の都市公園の敷地面積が市街地の市民1人当たり5平方メートル以上となるように都市公園を整備するものとする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の3 市は、次に掲げる都市公園を設置するときは、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準とすること。

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準とすること。

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4ヘクタールを標準とすること。

休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

2 市は、前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置するときは、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の特例)

第2条の5 市が設置する都市公園についての都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 市が設置する都市公園についての令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 市が設置する都市公園についての令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 市が設置する都市公園についての令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第73号

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例(平成11年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条中「大津市本堅田五丁目21番1号」を「大津市本堅田六丁目26番2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第74号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1天神山団地の項中「50」を「48」に改め、同表音羽台団地の項中「31」を「28」に改め、同表高橋川第一団地の項中「4」を「3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第75号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(組織等)」を付する。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 前条に定めるもののほか、公営企業管理者が発注する工事等の入札及び契約手続の適正化を図るために必要な事項について調査審議させるため、大津市企業局入札監視委員会(以下「委員会」という。)を置

く。

- 2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。
- 4 委員には報酬を支給するものとし、その額は日額 9,800 円とする。
- 5 前項に定めるもののほか、委員に対する報酬及び費用弁償については、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）の非常勤職員に関する規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 2 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「および非常勤職員の給与については」を「及び非常勤職員（大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 38 号）第 4 条の 2 第 1 項に規定する大津市企業局入札監視委員会の委員を除く。）には」に改める。

大津市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 24 年 12 月 25 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 76 号

大津市下水道条例の一部を改正する条例

大津市下水道条例（昭和 43 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）」を「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 1 章の 2 公共下水道の構造の基準等（第 2 条の 2 ~ 第 2 条の 7）」に改め、「第 24 条」の次に「~ 第 24 条の 3」を加え、「第 31 条」を「第 30 条」に改める。

第 1 条中「公共下水道および」を「公共下水道及び」に、「管理および」を「構造の基準並びに管理及び」に改める。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 公共下水道の構造の基準等

（公共下水道の構造の基準）

第 2 条の 2 法第 7 条第 2 項の条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第 2 条の 6 までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第 2 条の 3 排水施設及び処理施設（これらを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

堅固で耐久力を有する構造とすること。

コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

屋外にあるもの（下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）第 4 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設を除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他地下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）第 5 条の 8 第 5 号の国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

（排水施設の構造の基準）

第 2 条の 4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

排水管の内径及び排水渠の断面積は、令第 5 条の 9 第 1 号の国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。

流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。

ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにおいては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第2条の5 処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令第5条の10第2号の国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

急速ろ過法による場合は、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。

臭気、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令第13条第6号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講じること。

第24条の見出しを「(行為の許可等)」に改め、同条中「都市下水路について」を「都市下水路に係る行為の許可等について」に改め、第6章中同条を第24条の3とし、同章中同条の前に次の2条を加える。

(都市下水路の構造の基準)

第24条 第2条の3、第2条の4及び第2条の6の規定は、都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第24条の2 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

第25条中「第24条」を「第24条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第77号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市立田上公民館の項中「大津市里五丁目8番5号」を「大津市里三丁目9番1号」に改める。

別表中第37号を第38号とし、第30号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の1号を加える。

(30) 大津市立田上公民館

室名	使用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
大会議室		円 3,570	円 3,570	円 4,460
第 1 会議室		1,120	1,120	1,400
第 2 会議室		510	510	640
第 3 会議室		1,120	1,120	1,400
第 4 会議室		1,120	1,120	1,400
和室 1		510	510	640
和室 2		510	510	640
調理実習室		1,120	1,120	1,400

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。